

教員養成大学の特別支援学校教員養成課程の 聴覚障害児教育のカリキュラムにおける手話指導の取組

—愛知教育大学特別支援学校教員養成課程での指導の試み—

大塚 とよみ (愛知教育大学特別支援教育講座)

岩田 吉生 (愛知教育大学特別支援教育講座)

要約 現在の日本の多くの聴覚特別支援学校(以下、「聾学校」とする)において、教員は音声言語に手話を併用しながら聴覚障害児の指導を行っている。聾学校の教員は、聴覚障害児に対する教科指導や自立活動の指導において、聞こえに配慮しつつ、音声言語と手話を効果的に活用することが求められる。このような実態を踏まえ、筆者は、愛知教育大学の特別支援学校教員養成課程の授業を見直し、学部生が聴覚障害児教育の専門性を高めていくためのカリキュラムの改善を進めている。本論文では、特に聴覚障害児教育のカリキュラムにおける手話に関する授業の取組について論じる。

大学での授業実践で重視すべき点としては、手話指導が手話技術そのものの習得を目指すのではなく、聾学校での教科指導や生活指導、自立活動の指導において効果的に手話を活用するための手立てや考え方を学ぶこと(=教育現場に繋がる実践的な学びを習得すること)とした。今年度、授業改善を進めながら、学生が授業で手話を活用することの技術的な課題だけでなく、模擬授業で手話を活用しながら教科指導を行うことの課題について考える機会を作ることができた。聾学校に在籍する聴覚障害児の多様なニーズを踏まえ、手話を含む様々なコミュニケーション手段について柔軟に対応できる教員を育成していくための課題を見出すことが本研究の目的である。

キーワード：聴覚障害児教育、新学習指導要領、手話、教員養成

1. はじめに

現在の日本の多くの聴覚特別支援学校(以下、「聾学校」とする)において、教員は、音声言語に手話を併用したコミュニケーション方法で、聴覚障害児の指導を行っている。そのため、教員には、聴覚障害児に対する教科指導や自立活動の指導において、聞こえに配慮しつつ、音声言語と手話を効果的に活用することが求められる。

愛知教育大学には特別支援学校教員養成課程が設置され、この課程に在籍するすべて学部生が特別支援学校教諭免許状の5領域の免許を取得する。この5領域の特別支援学校教諭免許状の中には、聴覚障害の免許、つまり、以前の「聾学校教諭免許状」が含まれており、この課程の全学生が聴覚障害児教育の専門性を身に付けた上で大学を卒業することとなっている。

本学の特別支援教育講座の聴覚障害児教育担当教員の大塚と岩田は、学部生が聴覚障害児教育の専門性を高めていくために、カリキュラムの改善を検討している。本論文では、特に聴覚障害児教育のカリキュラムにおける手話に関する授業の取組について論じていく。

2. 聾学校の教育における手話導入の背景

大学の授業の取組について記述する前に、聾学校教育における手話導入の背景について述べておく。

(1) 聾学校の教育における手話導入の背景 1

— 1980年代～1990年代—

1980年代まで、日本の聴覚特別支援学校(以下、「聾

学校」とする)では、一部の聾学校を除き、聴覚口話法が実践されてきた。聴覚口話法とは、音声言語の理解は補聴器による聴覚活用と読話、表出は発音・発語による指導を行うものである。過去においては、聴覚障害児に対して早期から手話を使用すると日本語の音韻獲得が困難となるとされてきたため、聾学校の幼稚園・小学部における指導場面では、原則手話の使用が認められてこなかった。

1990年代に入ると手話の社会的な広がりが見られ、現在では手話の言語的地位が確立されている。1993年(平成5)には、文部省の「聴覚障害者のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議報告」により聾学校への手話導入を提案する報告がなされた。この時、聾学校中学部以降の授業で口話に併用される補助的なコミュニケーション手段として手話の使用が認められるようになった。また、1995(平成7)年に木村晴美・市田泰弘が「ろう文化宣言」を述べたことにより、ろう文化・ろう社会の考えが広まり、ろう者を「手話を使う言語的少数者」と位置付けがなされ、手話に対する認識が深められていった。1990年代には、成人ろう者の他、聴覚障害児の保護者や教育関係者から、教育現場への手話導入の要求が高まり、国内外からは手話による療育・教育の効果も発表されていった。

そのため、聴覚口話法に特化した指導だけでは言語発達や学習の成果が上がらない聴覚障害児に対して、手話を活用したコミュニケーションを保障する療育・教育が期待されるようになった。

2000年代に入ると、聾学校における教育のみならず、小中学校の難聴学級設置校を中心として通常の学校でも聴覚障害児に対して音声言語と手話を併用して指導する事例も報告されるようになった(山口, 2006; 池谷, 2007)。

(2) 聾学校の教育における手話導入の背景2

ー 2000年代～2010年代ー

2006年12月に国連総会で「障害者の権利条約」(以下、「障害者権利条約」とする。)が全会一致で採択され、2008年5月に発効された。障害者権利条約では、手話が音声言語と同様に「言語」と定義された。日本でも2011年12月に内閣府・障がい者制度改革推進会議が障害者基本法を改正し、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と、手話が条文の一節に盛り込まれた。2014年1月には日本も国連の障害者権利条約を批准し、国内の市町村では手話言語条例の制定・施行がなされる他、国会では手話言語法の制定の検討が進められている。手話言語法案では、①手話を獲得する、②手話で学ぶ、③手話を学ぶ、④手話を使う、⑤手話を守るという5つの権利の保障が盛り込まれており、現在も議論が進められている。

また、2014年の障害者権利条約の批准に先駆けて、日本は国内の障害者に関する法律の整備が進められ、2013年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称:障害者差別解消法)が制定され、2016年4月に施行された。この障害者差別解消法の第7条「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」の第2項には「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」ということが規定されている。そして、第8条「事業者における障害を理由とする差別の禁止」の第2項には、「事業者は、(同上)…必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」ということが規定されている。合理的配慮は、学校教育にも適用され、つまり、障害者自らが社会的障壁に対する何らかの手立てを要望した場合に、その実施について検討を行うものとされている。しかし、本人からの意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明らかであれば、周囲の人たちが当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案し、意思の表明を促す視点も重要となる。

以上を踏まえると、聴覚障害児やその保護者が教育的ニーズとして、学校に対して手話を活用した指導・支援を求めた場合、その採否に関わらず、学校は聴覚

障害児と保護者と話し合い、その指導の方法について検討することが必要である。

(3) 重複聴覚障害児の指導における手話の活用

近年、新生児聴覚スクリーニング検査による障害の早期発見と、その後の最早期からの補聴機器の装用と療育体制の充実により、聴覚を活用して音声言語の聴取理解が可能な聴覚障害児が増えている。

聾学校には重複障害学級が設置されているが、重複障害学級に在籍する児童生徒の割合は増加傾向である。2019年度の聾学校に在籍する重複障害のある児童生徒の割合は、小中学部で28.7%、高等部で18.7%であった。この割合は、聾学校の重複障害学級に在籍する児童生徒の数を全ての児童生徒数で割ったものであるが、統計を取り始めた1985年度の小中学部の重複障害学級の在籍割合が12.7%で、2016年度から2019年度は27～28%程度となっている(文部科学省, 2020)。

聾学校の重複障害学級に在籍する児童生徒の多くは、知的障害または自閉症スペクトラムのある聴覚障害児であり、補聴器や人工内耳を装用した音声言語の聴取理解が困難であるため、手話や指文字などの視覚言語を活用するニーズが高い。そのため、重複障害学級の担任教員は、音声言語と手話を併用しながら話をすることを基本に、文字や写真、絵、パワーポイントのスライド、字幕付きの動画等を活用して、見て分かる授業を工夫する必要がある。

(4) 現在の聾学校の教育現場での聴覚障害児教育のコミュニケーションの基本的な考え方

文部科学省(2020)は「聴覚障害教育の手引きー言語に関する指導の充実を目指して」を発行したが、聴覚障害児教育における手話の活用について、以下のよう記述されている。

「昭和の終わり頃から全学部で手話を用いて教育を行う聾学校が見られるようになり、平成20年代までにほとんどの特別支援学校(聴覚障害)で音声、文字、指文字、手話等の多様なコミュニケーション手段を用いて教育が行われるようになった。指導者は、それぞれのコミュニケーション手段について、その特徴を理解し、子供の状態や場面に合わせて適切に選択し、使用することが求められる。」

このように現在の国内の多くの聾学校では聴覚障害児に対する指導において、補聴器や人工内耳を装用し聴覚を活用して日本語の聴取理解と音声表出を促す聴覚口話と共に、聴覚障害児が集団でストレスを感じない形で意思疎通を図るために手話を活用していくことが一般的になっている。しかしながら、教員の手話使用が、聴覚障害児の日本語獲得に間接的に関連している、直結しないことを念頭において指導する必要があることも確認しておきたい。

3. 愛知教育大学特別支援学校教員養成課程の聴覚障害児教育のカリキュラムにおける手話指導

(1) 大学での特別支援学校教諭免許状（聴覚障害）に関わる授業と学生指導

愛知教育大学の特別支援学校教員養成課程の特別支援学校教諭免許状に関わる授業において、聴覚障害の領域の授業は、以下のような内容（表 1）となっている（岩田，2020）。

表 1. 大学の聴覚障害教育領域の授業科目

<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者の教育課程・指導法（1年） ・聴覚障害者の心理生理概論（2年） ・聴覚障害者の病理概論（2年） ・聴覚障害者の自立活動（3年） ・聴覚障害者のアセスメントの基礎（3年） ・手話の基礎（3年） ・聴覚障害者教育演習（3年） ・手話の応用（4年） ・聴覚障害者のアセスメントの応用（4年） ・特別支援学校教育実習（4年）

聴覚障害以外の障害領域も同様な授業科目が設定されているが、特別支援学校の教員の専門性に関する大学教育は「障害理解」「アセスメント」「コミュニケーション」等を重視しており、「自立活動」全般に関する授業が多い。特別支援教育を学ぶ学生が障害の基礎知識を学び、自立活動について広く深く学ぶことはとても重要であるが、一方で、特別支援学校での国語や算数などの教科指導や、知的障害児の生活単元学習の指導など教育現場での実践力に繋がっていないことが課題となっている

聴覚障害児教育担当教員は、聾学校で教育実習を行う学生に対して、大学の授業で、聴覚活用、言語指導、手話スキル等が習得できるように指導をしている。しかし、学部生が最も知りたいことは「聴覚障害児に対する教科指導」であり、学部生は4年次の聾学校での教育実習までに、聴覚障害児への教科指導について理解を深めておきたいという気持ちが強い。

このことは大学を卒業生し聾学校に赴任した教員も同じような考えを持っている。特別支援学校教員養成課程の卒業生で聾学校の教員となった方から「学校現場では聴覚障害児の教科指導が最も重要で、授業作りと授業改善の日々です」という話を聞く。

また、聾学校では、聴覚障害領域の特別支援学校教諭免許状を取得した教員が赴任すると、校長をはじめとする管理職は、聴覚障害児教育の専門性を活かして音声と手話を併用しながら授業を行い、聴覚障害児の指導に力を注ぐことを期待する。しかし、聾学校に赴任した教員の中には、手話を使って授業を行うことに「自信がない」と述べる教員が多数存在している。

このような状況を踏まえ、筆者は、2020年度の愛知教育大学の聴覚障害児教育のカリキュラムについて見直しを図ることとした。特に、学生が手話スキルを短期間で身に付けることが困難であることから、学部1

年次より手話にふれて、時間をかけて手話スキルを高めていけるような手立てを考えていくこととした。そして、大学での聴覚障害児教育の授業で、教科指導の知識と技能を高めるための内容を重視し、模擬演習や模擬授業の時間を多く取り入れて、学生が音声と手話を使って実践演習を重ねる取組を試行的に行うことにした。

(2) 1年後期「聴覚障害者の教育課程・指導法」（必修・2単位）

表 2 に、1年後期「聴覚障害者の教育課程・指導法」の授業内容を示す。

授業の目標は、聴覚障害の特性を適切に理解し、それらを踏まえた指導の在り方について考える視点を明確にすることである。

授業内容については、①聴覚障害児に対する指導上の配慮事項に関する基礎的な知識を得たうえで、教科指導や自立活動における具体的な指導法、教材・教具の工夫について、実習を含めて学習を進めること、②教科学習における留意点や課題について講義を行うほか、手話を使った実際の教科指導の場面等について視覚教材を用いて学習を進めること、とした。

表 2. 1年後期「聴覚障害者の教育課程・指導法」の授業内容

授業回	授業内容
第 1 回	聴覚障害教育の歴史（コミュニケーション手段の観点から）
第 2 回	聴覚障害とは（コミュニケーションと言語獲得面から）
第 3 回	聴覚障害教育を取り巻く社会状況と学びの場の多様化
第 4 回	聴覚障害教育の教育課程と自立活動の法的位置付け
第 5 回	自立活動の実際
第 6 回	聴覚障害者のコミュニケーション手段
第 7 回	コミュニケーション手段と言語指導
第 8 回	教科指導と言語指導（教科指導の中の自立活動）
第 9 回	教科指導の実際（国語・算数）
第 10 回	発達段階に応じた課題と指導 1（乳幼児教育相談・幼稚園部）
第 11 回	発達段階に応じた課題と指導 2（小学部・中学部）
第 12 回	発達段階に応じた課題と指導 3（高等部・専攻科）
第 13 回	知的障害をともなう聴覚障害児（重複障害児）の教育
第 14 回	小中学校における指導と「通級による指導」
第 15 回	まとめ-聴覚障害教育の専門性と課題

この授業は、特別支援学校教員養成課程の学部 1 年生が初めて聴覚障害児教育に触れる授業でもある。聴覚障害児教育の入り口として、今後、より聴覚障害児教育の専門的な知識・技能の習得につながるような興味・関心を持てる授業になるよう、毎授業の始まりに「今日の手話」として生活や学校場面で使われる手話の実習を取り入れたたり、「聴覚障害教育の専門性を身に付

けるための指導者用DVD(特定非営利法人聴覚障害教育支援大塚クラブ)」を活用したりして、手話を使った教科指導のイメージが持てるように工夫した。

(3) 2年前期「聴覚障害者の心理生理概論」

(必修・1単位)

この授業は、聴覚障害の心理・生理の概要を理解し、聴覚障害児の指導・支援を行う上での心構えについて理解を深めることを目標とする。

授業内容は、表3の4点で構成されている。

表3. 2年前期「聴覚障害者の心理生理概論」の内容

①聴覚障害児が音声言語を学ぶ上での良さと習得の困難さを理解するために、学生は手話を学び、その良さと習得の困難さを経験する。手話を活用して「日常会話するスキル」を身に付ける。
②聴覚障害者の聴こえの疑似体験を通して、聴こえにくい中で音声言語を聴取理解することの可能性と限界を理解する。
③聴覚障害の生理の基本を学び、聴覚障害が生じる理由と聴こえにくさの理解を深める。
④聴覚障害児の認知面の困難さを理解し、言語指導の様々な視点(言語学5領域)を理解する。

この授業では、学生が全日本ろうあ連盟「今日からはじめるやさしい手話」を購入し、学生各自がテキストを使って手話の基礎スキルを身に付けるように指導していった。毎週手話の読み取りテストを課す他、最終試験として、授業内容の筆記試験と、手話単語及び手話文章の読み取り試験を実施した。

(4) 3年前期「聴覚障害者の自立活動」

(必修・2単位)

表4に、3年前期「聴覚障害者の自立活動」の授業内容を示す。

この授業は、聴覚障害児童生徒を対象とした自立活動の基本的な考え方を理解し、具体的な指導内容及び指導技術を習得することを目標とした。聴覚障害児教育の自立活動の指導について、ろう児、難聴児それぞれに対する指導内容・方法等に関する基礎的な知識を得た上で、具体的な指導技術や教材・教具の工夫について学習を進めた。各回の授業では、適宜実際の指導場面等を、視聴覚教材を用いて学習するように工夫した。

この授業の中で、聴覚障害児教育における言語・コミュニケーションの指導法の基本を繰り返し説明した。聾学校における言語・コミュニケーション指導は、音声言語、文字、手話等のコミュニケーション手段の習得そのものが教育の目的ではない。聴覚障害児が、主体的に、様々なコミュニケーション手段を使って、他者と会話し、学習を重ねて知識を得て、将来自立した社会生活を送れるようになり、子ども自身の能力を最大限に発揮できるようにすることが教育の目的であることを確認していった。聾学校の教員は、聴覚障害児の言語力・学力・社会性を高めつつ、将来の自立に向けて、様々なコミュニケーション手段を適切に活用す

る必要があり、学生も、実技や演習を通じて指導力を高められるようにしていきたい。

また、授業の中では、手話の長所(表5)と手話の短所(表6)について、以下の点を説明した。

手話の使用によって、聴覚障害児に豊かなコミュニケーションの蓄積をもたらし、それが学習効果をもたらすことがあることや、手話を通して概念形成を促し言語獲得に繋がること、聴覚障害児の日本語の押さえとして文字・文章を書かせる他に指文字や手話を表出させて知識を押さえることが重要となることを丁寧に説明した。

表4. 3年前期「聴覚障害者の自立活動」の授業内容

授業回	授業内容
第1回	聴覚障害教育における自立活動の位置づけと概要
第2回	聴覚障害の理解と実態把握の方法
第3回	聴覚障害の自己理解(障害認識)について1. 発達の段階と障害認識の基礎
第4回	聴覚障害の自己理解(障害認識)について2. 障害認識とアイデンティティ形成
第5回	発語・発音指導について1. 発音の基礎
第6回	発語・発音指導について2. 各音の発音指導の実際
第7回	聴力検査1. 純音聴力検査・語音聴力検査
第8回	聴力検査2. 補聴器・人工内耳の仕組み
第9回	聴力検査3. 補聴器の調整
第10回	言語指導について1. 言語発達の基礎と聴覚障害
第11回	言語指導について2. 読み書きの指導、日記・作文の指導
第12回	言語指導について3. 教科中での言語指導-国語
第13回	言語指導について4. 教科中での言語指導-算数
第14回	言語指導について4. 教科中での言語指導-社会
第15回	まとめ-聴覚障害者の自立を目指した指導・支援のあり方について-

表5. 手話の長所

<ul style="list-style-type: none"> ・リアルタイムで会話できる。 ・集団で会話することができる。 ・会話を理解する上で心理的負担が少ない。 ・日常会話であれば、意思疎通が容易にできる。 ・音声言語、書記言語が苦手な聴覚障害者でも手話を理解し、使用することができる。 ・周囲が騒がしい環境でも、自由に会話することができる。等
--

表6. 手話の短所

<ul style="list-style-type: none"> ・手話を理解する人が少ない。手話を知らない人との会話が困難となる。 ・手話の学習に時間がかかる。 ・地域や集団(学校)によって、手話が異なる。 ・日本語と手話で、文法が異なる。等
--

(5) 3年後期「手話の基礎」(必修・1単位)

表7に、3年後期「手話の基礎」の授業内容を示す。

この授業は、手話とその教育的活用に関する基本的事項を理解した上で、日常会話や教科指導に必要な手

話単語及び文の表現を学ぶ。あわせて指文字や数字等の基礎的な表現も習得することを目標とした。

具体的な授業内容としては、3 年前期までに学んできた、聴覚障害教育における手話の位置づけや手話の活用（学校生活・授業での活用）を復習し直した。そして、聾学校で手話が必要である理由について、学校生活で先生や友達と会話すること、授業で先生の説明を理解すること、友達の意見を理解し話し合うことの意義を確認していった。実際に、聾学校で聴覚障害児に指導する様々な場面を想定して手話を使った模擬授業やディスカッションを行った。

表 7. 3 年前期「聴覚障害者の自立活動」の授業内容

授業回	授業内容
第 1 回	聾学校でのコミュニケーションと手話の活用
第 2 回	自己紹介①－教育実習の最初の 3 分間の手話スピーチと質疑応答
第 3 回	自己紹介②－教育実習の最初の 3 分間の手話スピーチと質疑応答
第 4 回	学校の手話－学校生活・授業での手話の読み取りテスト
第 5 回	朝の会での講話①－パワポを作成し、手話を使った 5 分間講話を行う
第 6 回	朝の会での講話②－パワポを作成し、手話を使った 5 分間講話を行う
第 7 回	自立活動の指導①－手話を活用した話し合い活動
第 8 回	自立活動の指導②－手話を活用した話し合い活動

(6) 4 年前期「手話の応用」(選択・1 単位)

この授業は、4 年前期の聾学校教育実習を行う学生を対象とした。

最初に、聾学校教育実習の心構え、授業作りの視点、聴覚障害児の教科指導と言語指導等の概要、手話を含むコミュニケーション指導の基本等を説明した。

その後、学生は 3 年後期の小学校教育実習で行った研究授業の指導案を聾学校用に修正して、聾学校での模擬授業を実践した。履修学生は教員役と聴覚障害児役に分かれ、模擬授業を展開した。この時、教員役の学生は、指導案・板書計画・パワーポイント資料の作成等を準備し、模擬授業に挑んだ。また、模擬授業の際に、教員役の学生は音声言語と手話を併用して授業を行い、教科指導を進めつつ、言葉の押さえを行う授業展開を試みた。

模擬授業の後には、学生同士で模擬授業の反省点を出し合い、より良い授業のための手立てについて話し合う活動を進めた。大学教員は学生同士の話し合い活動が活発になるように、模擬授業の課題の視点を提案した。また、教員役の学生に対して講評を与え、授業改善に繋がるように指導した。模擬授業の後の話し合い活動において、初めは、学生から実践に関する意見がなかなか出てこなかったが、三人目、四人目と回を重ねるごとに授業を見る視点に気づき、活発に意見交

換ができるようになっていった。

このような指導を重ねて、学生が聾学校教育実習に備えられるように支援していった。

(7) 4 年後期「聴覚障害者のアセスメントの応用」(選択・1 単位)

この授業は、4 年後期に、大学卒業後に特別支援教育に関わる教員を志望し、聾学校や小中学校の難聴学級・通級指導教室を担当する教員となる可能性がある学生を対象とした。

2020 年度後期の授業は、最初に、3 年後期「聴覚障害者のアセスメント」の復習を行い、聴覚障害児の実態把握の視点について確認を行った。

その後、(5) で記述した 4 年前期「手話の応用」に準じた内容で進め、最初に聾学校教育実習を行った学生たちが研究授業を再現する模擬授業を実施した。この模擬授業では、教員役と聴覚障害児役の学生に分かれ、聾学校の授業場面を想定して実施した。聾学校教育実習を経験した学生が、自己の研究授業の反省点を語り、授業改善について取り組みつつ模擬授業を進めた。教員役の学生は、教材教具を活用しながら、音声言語に手話を併用して模擬授業の実践を行った。模擬授業の後には、授業に関する課題について、学生同士の話し合い活動を行った。

その後、聾学校以外の知的障害特別支援学校・肢体不自由特別支援学校・視覚特別支援学校（盲学校）で教育実習を行った学生が聾学校用に指導案を修正して模擬授業を実施し、その授業の改善点に関する議論を重ねていった。

模擬授業の後の学生同士の授業改善に関する議論については、聾学校以外の特別支援学校で教育実習を行った学生はほとんど意見を述べる事がなかった。聾学校で教育実習を経験した学生や大学教員が、音声言語、板書、教材の活用、手話・指文字の活用等の授業改善の課題を指摘したり、模擬授業と授業改善の議論を重ねたりする中で、聾学校以外の特別支援学校で教育実習を経験した学生も、授業改善の視点に気づき、履修学生同士の授業の課題とより良い授業作りの手立てについて提案することができるようになっていった。

次年度以降は、この「聴覚障害者のアセスメントの応用」の授業において、あらかじめ国語や算数の題材及び単元（教科書のページ・資料集等）を指定し、それについて学生が個々に指導案を書いて模擬授業を実践する試みを実施していきたい。また、今年度実施できなかった日記の添削と語彙文法の個別指導の模擬授業の指導も実施していきたいと考えている。

4. 手話を活用した大学での授業実践の課題

(1) 聾学校教員としてのコミュニケーションスキルの向上

聴覚障害児教育では、教員のコミュニケーションス

キルが重要となる。教員は、聴覚活用、発語・発音指導の基礎を踏まえつつ、教科指導における効果的なコミュニケーション方法を日々検証する必要がある。聾学校の教員は、口話と手話で子どもにしっかりとすべての内容が伝わるように、また子ども同士がお互いに情報交換できるように、授業や学校生活の指導を進めていかななくてはならない。

中央教育審議会答申(2016)では以下のことが述べられている。

「解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続を効率的にこなしたりすることに留まらず、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合っ て関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。」

平成29年告示の特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業実践が求められている。本学の特別支援学校教員養成課程の学生が、新しい時代の聾学校の教員に求められる指導力について理解した上で、学生生活の4年間をかけて、教科指導や生活指導において効果的に手話が活用できるような指導体制を整える必要がある。

(2) 手話を学ぶ機会の保障

本学の聴者の学生が手話を学ぶ場合、授業でテキストを活用しながら学ぶ機会があるが、他にも学内の手話サークルに参加する方法がある。手話サークルにおいて聴覚障害学生と会話し、様々な活動を重ねて時間と空間を共にする中で、聴覚障害学生の生活や心理を理解しながら手話スキルを向上させていく聴者の学生もいる。手話は言語であるので、学生は他者と手話で会話する中で気持ちや考えを伝え合い、少しずつ語彙を増やし、表現方法を身につけていってほしい。

また、大学近隣の市町に在住する聴覚障害者を招いて、手話で傾聴する機会を作ったり、愛知県聴覚障害者協会が主催する各種イベントに参加したりするなど、ろう者との交流を深める機会を広げていってほしい。

大学では、授業の他に、①夏休み期間に開催される聴覚障害児の交流キャンプへの参加、②聴覚障害児の放課後等デイサービス(愛知県内の場合、NPOつくし;聴覚・ろう重複センターの活動)における学生スタッフとしての活動、③聾学校教育実習以外に、聾学校の体育大会等の行事でのボランティア活動、④学内での聴覚障害児の学習指導への参加、などの機会を提供し

ている。これらの活動を通して、手話を使って聴覚障害児にわかりやすく言葉で伝える経験を積み重ねてほしいと考える。

5. さいごに

特別支援教育の体制の下で、聾学校は様々な変化を経験してきている。聾学校に在籍する聴覚障害児の多様なニーズやコミュニケーション手段への対応に加えて、地域の聴覚障害教育センターとしての役割等、聾学校は大いに期待されている。聾学校における手話の活用は聴覚障害児の多様性への対応の1つの取組でもあるが、聾学校の個々の教員は弛まぬ努力を重ね、自分自身の専門性を深化させていく必要がある。

今後も、ICTの活用・補聴器や人工内耳の扱い方・音声認識アプリの活用等、新しい時代に合った聴覚障害児教育に関する知識と技能について、学生が理解を深めていけるような、教員養成大学にふさわしい授業を考えていきたい。

引用文献

- 池谷航介(2007) 難聴学級設置校における聴覚障害児と聴児のコミュニケーションに関する研究—聴児のコミュニケーション手段の多様化とその要因, ろう教育科学, 49(3), 119-136, ろう教育科学会.
- 岩田吉生(2020) 聾学校の教員の専門性の振り返り, 聴覚障害, 75, 8-13, 筑波大学附属聴覚特別支援学校「聴覚障害」編集委員会.
- 木村晴美・市田泰弘(1995) ろう文化宣言—言語的少数者としてのろう者, 現代思想, 23(3), 354-362, 青土社.
- 文部科学省(2016) 中央教育審議会答申
- 文部科学省(2018) 特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領(平成29年告示)
- 文部科学省(2020) 特別支援教育資料(令和元年度)
- 文部科学省(2020) 聴覚障害教育の手引き—言語に関する指導の充実を目指して
- 文部省(1993) 聴覚障害者のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議報告.
- 内閣府・障がい者制度改革推進会議(2011) 改正障害者基本法.
- 内閣府(2013) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(2013年6月制定・2016年4月施行)
- 山口淳(2006) インテグレーションからインクルージョンへ—難聴生徒の学校生活の質を向上させる情報保障の取り組み(特集 障害児の自己意識と自己肯定感を支える支援), 発達, 27(106), 69-73, 2006, ミネルヴァ書房.